

(第三部)

第六回 参議院地方行政委員会會議録第四号

(七〇)

昭和二十四年十一月十九日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方行政調査委員会設置法案(内閣送付)

○通商産業省及び運輸省の地方行政機関の整理に伴う臨時措置に関する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

午前十四時四十七分開会

○委員長(岡本愛樹君) これより地方行政委員会を開会いたします。

今日の議題は先ず地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、これについて國務大臣の説明を願うのでありますが、國務大臣はまだ病気が治らんそうですから政務次官代つて御説明願います。

○政務次官(小野賢二君) 只今議題となりました地方配付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年度の地方財政は、地方を通ずる総合予算の均衡を徹底するために極端に圧縮を余儀なくされましたことにつきましても、ここに申述べた必要のないところであり、なかならず地方配付税がその法定率三三・一四%を、地方配付税法の特例に関する法律によつて一六・二九%に切り下げられたことは、今年度の地方財政の運営をして困難極まりないものとしたのであります。地方団体としては止むを得ず

経費の支出に極度の切詰を行ったにも拘わらず、各種災害は相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んで到底地方財政の均衡を保持することができなくなりましたので、政府としては今回補正予算において九十億円の地方配付税の増額をすることとし、別途御審議を願つておる次第であります。而して右に伴い、ここに地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出することとしたのであります。

改正案の内容は昭和二十四年度に限り、配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の二六・二九%とあつたのを、当該徴収額のうち六百六十七億八千七百五十一万八千八百五十一円に改めたことであり、六百六十七億八千七百五十一万八千八百五十一円と改めたことにより、算定した本年度の地方配付税額が五百七十六億八千七百五十一万八千八百五十一円に補正予算計上分の九十億を加えた額であります。

尙これを定率によらずして定額としたことは、明年度以降は御存じのごとく地方配付税を廃止して、新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとなりましたので、全面的にこれに切替える必要があり、定率制をとる結果地方配付税の額に増減を来すことは適当ではないと考えたことに基くものであります。

最後に一言すべきは、この程度の地方配付税の増額を以てしても、窮迫の極にある地方財政にとつては到底その

十分なる需要を賄うに足りないものであります。不足分は歳入の節約によつて相殺することと指導する方針でございます。

以上簡潔であります。本改正法律案の提案理由並びにその内容について御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重審議の上速かに議決せられんことを希望いたします。

○委員長(岡本愛樹君) 政府委員の秋田財政部長が、今参議院の地方行政委員会におきまして説明を終り次第こちらに参ることになっております。それらに参ることになっております。それで續いて地方行政調査委員会設置法案について説明を承ります。

○政府委員(小野賢二君) 地方行政調査委員会設置法案の提案理由及びその内容の概略を説明いたします。

地方自治を拡充強化することは、新憲法の基本方針の一でありまして、新憲法の施行以来、この線に沿つて地方自治法、地方財政法、地方税法等の制定改正が行われ、着々その成果を見つつあることは、各位の御承知の通りであります。併しながら、今日までの地方自治制度の改革によりほばその成果を挙げ得ましたのは、主として地方公共団体の機構及び運営に関する部分において、地方公共団体の処理すべき自治事務及びその裏付けとなるべき財源の賦與等の部分につきましては、遺憾ながら未だ十分な成績を収めておらず、新憲法の理想といはします地方分権の確立は、まだ一不徹底のそりを免れない状態にあるのであります。

先般来朝したシャウプ使節は、この地方自治の欠陥を指摘して、わが国の民主化を推進するためには、強力な地方公共団体の作る必要があること、そのために地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで国と地方公共団体の事務の配分を再検討し、先づ市町村に、次に都道府県に優先権を置き、国は地方公共団体では有効に処理することができない事務のみを引受けるように事務の再配分を行ふべきことを勧告しているのであります。そしてこの事務の再配分の目的のために五人の委員からなる特別の委員会を即刻設置すべきことを勧告しているのであります。

政府はこの勧告の趣旨を尊重致しまして、思い切つて地方分権を断行し、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進する見地から、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告する任務及び権限を有する地方行政調査委員会を設置することとし、これに関する法律案を今期国会に提案いたすこととしたのであります。

次にこの法律案の内容の概略を説明いたします。

地方行政調査委員会は、国家行政組織法第八條第一項の規定に基いて、總理府の機関として臨時に設置するものとしたのであります。その任務の重要性にかんがみて、總理府に置かれ

る各種の審議会の如き從屬的性格を帯びる總理府の附屬機関とすることなく、日本學術會議と並び相當独自の性格を持つ機関とすることとしたのであります。

會議は、地方分権の本旨に則り、地方自治を拡充強化して、国民の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告することをもつてその任務とするものであります。その計画の内容となるべき事項を更に具體的に申し上げれば、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整及び地方公共団体の機構に対する委任事務の調整並びにこれらに照応する国庫補助金等に関する制度の改正、その他事務の配分の調整に伴ひ起るべき必要事項であります。従ひまして、この事務の配分の調整に関する計画の立案に伴つて、例えば府県市町村等の規模の適正化ということについても研究を進めることになるであらうと予想されるのであります。尙、會議の勧告に基いて、若し内閣において直接それを具体化する法律案を作成し国会に提出するといふ場合におきましては、できる限りその勧告を尊重するように明記したのであります。

次に會議の組織であります。會議は内閣總理大臣が任命する委員五人で組織することとなつておりますが、五人の委員のうち三人は、シャウプ報告

書に従ひ、全国の知事、市長及び町村長の各連合組織の代表者がそれ／＼推薦する者でなければならぬものとしたしております。尚、会議は内閣に対する勧告のみならず国会に対する勧告権をも有しており、且つ、その立案に係る計画は、我が国将来の国政及び地方自治の方向に重大な影響を及ぼすものでありますので、委員の任命については閣議院の同意を経ることとして慎重を期することとしたのであります。会議の所掌事務の遂行のために、関係行政機関及び地方公共団体と密接に連絡すると共に適時資料を蒐集する必要がありまゝです。調査立案のため必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め又は関係行政機関若しくは地方公共団体等に対して記録の提出を求める権限を認めるとともに、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから会議と関係行政機関又は地方公共団体との連絡に当る者の指名を求めることができることとしたのであります。

最後に会議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことと、会議の事務を処理させるため事務局を置くこととしたのであります。

専門調査員は、会議の特異な性格に鑑み、重大な職責を有しておりますので、広く適材を得るため非常勤とすることができるといたしております。

尚、会議の所掌事務は、頗る広範囲に亘つており、且つ短期間にその任務を終えなければなりませんので、事務局には相当数の職員を配置する必要がありますが、政府といたしまして

ては、行政整理を断行した直後のことでもあり、新規に定員を増加することは極力避けなければなりませんので、取敢えず総務府の定員のうち、新給與実施本部の廃止によつて減少する定員六人を会議の事務局に配置することとしたいと存じます。

以上地方行政調査委員会設置法案の提案の理由及びその内容の概略を説明いたしました。

何卒慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(岡本愛助君) 御質疑は後にお願ひいたしましたして、続いて通商産業省及び運輸省の地方行政機関の整理に伴う臨時措置に関する法律案について説明を求めます。

○政府委員(小野賢君) 本委員会に付託になりました通商産業省及び運輸省の地方行政機関の整理に伴う臨時措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

そも／＼国の地方行政機関の整理統合の問題は、新憲法に基づく地方自治の確立の一環として種々検討を加えられてからずで久しいのであります。政府は本年八月一日の開議を以て十一月一日から通商産業局分室及び陸運局分室の所掌事務を全面的に都道府県知事に委譲することとし、これに伴ひ関係諸法令に所要の改正を加え、人事及び事務上の指揮監督等について中央と地方との関係を明確にする旨を決定いたしましたのであります。而して政府はこの決定に基づきまして、法律の改正によらないで單に関係法令及び省令の改正によつて委譲することができず事務、即ち臨時物資需給調整法に基づく指定生

産資材の割当及び生活必需品の配給の事務並びに道路運送法に基づく貨物自動車事業及び自動車の検査、整備、登録等に関する事務はこれを所轄のごとく委譲したのであります。而して法律の改正によらなければ委譲できない道路運送法に基づく一部の事務については、別途同法の一部改正法律案を今国会に提案する予定であります。

然るところ臨時物資需給調整法に基づく指定生産資材の割当及び生活必需品の配給の事務並びに指定生産資材たるガソリン、タイヤ、チューブ等の割当配給に関する事務と密接不可分の関係にある道路運送法関係の事務は、国の定める基本方針に従つて処理せられることが右の特種物資に関する構成なり需給関係の確立、延いては我が国現下の経済の健全な再建のために最も緊要であると存せられるのであります。

本法律案は以上の趣旨に基づきまして臨時物資需給調整法の施行及びこれに伴う事務に関する都道府県知事の管理又は執行につきまして、地方自治法に基く主務大臣の一般的指揮監督権の外に、臨時的措置として特に主務大臣の取消権及び停止権を規定することとしたのであります。尚この臨時的措置はその要請から考えまして、將又地方自治の本旨から申しまして、これを長期に亘り認むべきものではないのでありますから、本法律の効力は臨時物資需給調整法との関係を考慮いたしまして、昭和二十五年三月三十一日限りにおいて当然に消滅するものとしたのであります。

以上本法律案の提案の理由及び内容を簡単に御説明いたしましたのであります。

す。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(岡本愛助君) 只今までの三法案の説明は込み入つたものもありましたから、その控えを文書で出して貰いたいと思ひます。皆さんに御配付を願ひたいと思ひます。

それから今政府委員が参りますからそれまでお諮りいたしますが、警察用電話等の処理に関する法律案というのが内閣から廻つて参りました。これは電気通信委員会の方に付託されます。併しこの警察用電話線り渡り設備等の範囲をどうするかという問題その他につきまして、治安の確保の上から地方行政委員会として非常に関係が深いのであります。それでこれは参議院規則の第三十六條によりまして、審査のために必要があると認めますから電気通信委員会と協議しまして連合委員会を開いたらどうかと思ひますが、御意見を伺いたいと思ひます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡本愛助君) それではさういふことに申入れをいたします。

先程説明を願つた三法案につきまして政府委員が参りまして細い説明はいたしますが、大きな事柄につきまして政務次官に御質問願ひたいと思ひます。

○國郷吉之助君 地方行政調査委員会設置法案につきまして政務次官に伺いますが、その第五條の委員の中で人選の場合に、この前質疑をやりましたその際に、政務次官から考慮中であるというお答えを頂きましたが、一、二、三以外の五人の中の二人、三人はそこに明示してあるが、後の二人についてはどういふようなことに現在なつてゐるか。例へば従来の國務大臣たる者はどういふものに入つていましたか。そういう者は一切これに加わらないか。ここに全然明記してない三名の者についてはどういふ人を現政府は入れるか。もう大体どういふものを入れるか。ということはお分りになつてゐると思ひますから、我々のこの法律案に対する審議の上からも抽象的でなく、どういふ人を入れるのだということを一つできるだけはつきりと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小野賢君) 西郷委員からの御質疑に對しましてお答えをいたします。先般本委員会において私からこの法律案の概要について御説明いたしました際に、委員の問題についての御質疑があつたのであります。その際は種々研究をいたしておるという御答弁をいたしましたのは只今御指摘の通りでございます。

で、五人の委員の中で、地方団体の全国組織の代表者が推薦する三人を除く二人の委員について、選任の要件、その他具体的にどういふふうに考えておるか、こういう御質問のように存じます。お説の通りに二人の委員につきましては、その資格及び選任の條件につきましては何ら規定がないのであります。従ひまして私共の考え方としては、定めてあります会議の任務を遂行するにふさわしい人でありましたら、何人を選任してもよろしい、かように考えるのであります。この法律案においてこの二人の委員について格別選任の要件及び資格の規定を設けなかつたのは、会議の任務が非常に重いものであ

は、従つてこれを理論的に申しますならば、これらのこの地方行政調査委員

議院の地方行政委員会においてどういふふうな考案があるか、この点につき

と、書いて置かないでいいのかわるか、と、いうことになると思ふのであります。と、書いて置かないでいいのかわるか、と、いうことになると思ふのであります。

あると存じますが、政府といたしまして  
即ち臨時物資供給調整法に基く指定生

を簡単に御説明いたしましたのでありま

に明示してあるが、後の二人について

要件及び資格の規定を設けなかつたの  
は、會議の任務が非常に重いものであ

るといふ点に鑑みまして、広く自由  
人材を求めることにいたしましたとい  
考え方から出発してゐるものでありま  
す。従いまして現在におきまして、こ  
の二人の委員に誰を充てるかといふ  
ことについては、未だここで御答弁申  
上げるまでに具体化したしておらない  
のであります。従つて国会議員を任命  
するか、或いは國務大臣を入れること  
に相成るか、そういうふうな点につ  
きましては、政府としては具体的に考  
えておらないのでありまして、従つてこ  
の人選に當りましては、できるだけ慎  
重且つ適正を期することにいたした  
と存じ、任命につきましても両議院の  
同意を経ることとした次第でございま  
す。ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐吉) 速記を始めて  
下さい。

○西郷吉之助君 今の附則の点につ  
いて触れますが、若しいけない場合は  
委員長において適当に速記を削つて置  
いて下さい。今の政務次官の御答弁  
で、今ありました通り、この委員会  
の委員は非常に重要なものである。私  
はその点を具体的に伺いたかつたので  
あります。併し、國務大臣や兩院の国会  
議員は入れない方針であるという、そ  
ういふところが、実は非常に重大であ  
ります。私はいささかこの点を伺つ  
きと伺いたかつたのであります。そ  
ういたしますと、従来は國務大臣と  
か、国会議員が入つていましたが、そ  
うすると、それ以外のものといふこと  
になると、やはりここに何らか全くこ

こに書いて置かないでいいのかわるか  
といふことになると思ふのであります  
が、書いて置かない方が誰でも自由に  
任用できるからいいというふうな考  
え方もあるが、その点は例えれば、  
まだ本當に具体的に決めておられない  
かも知れませんが、例えれば、  
議會だと、現職の大学の教授を学識経  
験者として持つて来るという、そ  
ういふ点があると思ふのであります。そ  
れ以外に地方公共団体にいた元の知事  
の古手であるとか、そういうふうな人  
を持つて来ますか、ここに何ら書いて  
ないから、どういふ人を持つて来るか  
といふことは想像がつかないのであり  
ますが、その点を我々も疑がらせや  
ういふ意味でなく、これを審議する上  
から現政府の感覚ではどういふ人を持  
つて来るかといふことに非常に関心を  
持つてゐるのであります。そういう  
点をできれば、もう少し伺いたいと思  
ふのであります。

○政府委員(小野賢吉) 只今重ねての  
御質問でございますが、私此程御答弁  
申しましたように、未だ具体的にこ  
ういふふうな人といふことを申上げる  
段階にはなつておらないのでありま  
す。この會議の任務が非常に重大であ  
る、お説の通りでありますので、この  
人選等につきましては、最もこの會議  
の運営にふさわしい人材を選ぶべきで  
あると、この程度の御答弁を一応いた  
して置きたいと存じます。

○藤井新一君 地方行政と地方税法と  
いふものは性質が同じですが、地  
方税法、昭和二十三年七月七日法律第  
百十号によれば、その第二百二十四條に  
おきましては、  
地方税審議會は、内閣總理大臣の所  
轄とする。  
審議會は、委員五人をもつてこ  
れを組織する。  
委員は、学識経験のある者のう  
ちから、兩議院の同意を経て、内  
閣總理大臣が、これを任命する。  
委員の任命については、衆議院が同  
意して參議院が同意しない場合に  
おいては、日本國憲法第六十七條  
第二項の場合の例により、衆議院  
の同意をもつて、兩議院の同意と  
する。  
とあります。やはり地方行政と地方  
税法と同じものだから、この建前から  
言うならば、審議會委員はやはり參議  
院、衆議院からも出した方が合理的で  
あると、こゝういふ私は考えを持つてお  
るのであります。これについて政務  
次官はその意図がないといふようなこ  
とをシャウプ氏が勧告しておつたとい  
うが、勧告はそれであるけれども、我  
々はやはり同じ性質のものだから、こ  
の際には衆議院の中でこれを審議する  
方が妥當なりと考えます。

○政府委員(小野賢吉) 只今御質問が  
ございしたのでお答へいたしますが、  
地方行政と地方財政、この両者が  
緊密な關係にある。従つて今回の地方  
行政調査委員會等におきましても、  
これらの考へ方と同じような考へ方で  
行つてはどうか。只今藤井さんの御指  
摘になりました委員會は恐らく地方自  
治委員會ではないかと思ふのであり  
ますが、その中には勿論國會議員  
が入つておられるのであります。私が  
先程西郷さんに御答弁を申し上げた  
のは、政府としてこの具体的な人選に  
ついてはつきりとした未だ御答弁を申  
上げるまでには至つておりませんの  
で、従つてこれを理論的に申しますな  
らば、これらのこの地方行政調査委員  
會議の重要性に鑑みまして、その運営  
に最もふさわしい人といふことを考  
へますならば、それが如何なる職にあ  
る人であるかといふことにつきま  
して、これはおのずから又別に考へな  
ければならない問題であらうと存じま  
す。従いまして只今御指摘のように、  
最もふさわしい人の中に或いは国会議  
員といふふうな任務に就いておられる  
方もあるかも知れませんが、私の考  
へ方といひましては、シャウプ氏は別  
にこゝういふふうな人ではなければなら  
ないといふ限定をしたことは申してお  
らないのであります。この種委員會  
議の性格に鑑みまして、広く人材を求  
めるといふ方法に出る方がいゝのでは  
ないか、こゝういふ考へ方から先程御説  
明いたしました人選に當りまして、そ  
の選任の要件等について法律に明定す  
ることを避けたような次第でございま  
す。

○西郷吉之助君 今の点なんです、  
今藤井君からもいろいろお話がありま  
したが、さつき政務次官の御答弁の中  
に、少くとも國務大臣とか兩院の国会  
議員は入れないといふ、その原則は今  
後も堅持して行かれるわけでしょう  
ね。又その点につきまして衆議院の地  
方行政委員會においても、今のそ  
ういふ行政次官の考へに對して、  
大体どういふふうな意見が併せてお  
伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野賢吉) お答へいた  
します。私がこの委員の選任の要件に  
ついて、法律に規定しなかつた理由に  
つきましては、先程御説明いたしました  
のであります。尚只今西郷委員から衆  
議院の地方行政委員會においてどう  
いふふうな考へがあるか、この点につ  
きましては、未だ衆議院の地方行政委員  
會といたしましては、この点にお触れ  
になつておらないのでありまして、い  
づれ近くこれらの点についても御審議  
に相成るものと考えております。

○委員長(岡本愛祐吉) ちよつと速記  
を止めて下さい。

(速記中止)



申しますと如何にも実は少いのであります。政府は行政整理を実施いたし

今度の地方交付税の増額によつて、地方財政に及ぼす影響を或る程度まで数

字的に従認明を願う。重いは次の機会に書面でもお出しを願う、この点を希望申上げて置きますが、如何でしょうか。

○政府委員（小野賢君） 承知しました。

○三本治閣者 政務次官にもつととお  
 尋ねたしますが、先程西郷さんから  
 第四條の「會議の勸告を尊重しなけれ  
 ばならない」という点がありますが、  
 どうもいろいろの機關を作つて非常  
 に民主的に行われているようであります

が、米価審議会で審議した結果の米価は一向取上げられない、人事院が当然勧告しなければならぬ賃金ベースの問題でも、それは政府の意図によつてであらうとも想像されるのですが、勸

「母語」しなければならない」という文字  
告が行われぬ、というようなことが  
しげ／＼あるので、折角こういう重  
な委員会議ができて、結局において  
單なる諮問機関に過ぎないような感  
が非常に多い。従つてこういう特に

を使つたのだと思われるのであります  
が、この「尊重しなければならぬ」と  
いう意味を、これは大体においてそれ  
を実現するものであるという工合に鑑  
み、積つていいてしょうか。

質問に対してお答えをいたします。成程突発問題として只今御指摘になつたようなことが或いはあろうかとも存ずるのですが、この委員会議の考え方いたしましたのはこの委員会

が内閣の機関として設置されるのでありますけれども、勅告をいたしまする場合は内閣及び内閣を經由して国会に

報告をするということになつておりまして、單に内閣のみに報告するばかりでなく、内閣を経由して国会に報告するといふ点が普通のいわゆる審議院とか或いは調査会とは趣が異なるつていて、考慮するの点でございます。従いまして内閣がこの報告を受け又国会がこの報告を受けられた場合には、十分なる御審議を願するチャンスが與えられるのではなからうかと考へようと思つておられますので、従いまして報告を尊重することに相成るのであります。同時にその報告の内容は国会にも提出いたされてゐる關係もございまして、この辺の事情は通常の審議院等のごとき諮問機關に終るといふことは、私といたしましては予想をいたしておらない次第でございます。

○農林部次官 配付税の問題を只今資料をお願い申上げたのであります。本年度中に地方税の改正に關して例えは入場税等の引下げその他に對して、御提案が至急にされ臨時国会中にされる予定でありますかどうでしようか、その点を伺いたいと思ひます。地方税法の一部の改正を出されるかどうか。

○政府委員(小野賢吉) お答をいたします。地方税法の一部を改正する法律案につきましては、目下折角關係方面と折衝中でございます。未だ提出の時期をお答する段階には至つておりませんのであります。

○農林部次官 臨時国会の会期も僅かでありまして、臨時国会中に改正を御提案になりませんか、新聞紙上に伝えられるような、一月からの施行等が困難だと思ひますが、その点に對して重

ねてお尋ねいたします。

○政府委員(小野賢吉) お説のように我々もいたしましては能う限り準備を進めまして、今期臨時国会に提案をいたしたいと思つておられるのでござい

ます。

○西郷吉之助 政務次官のこの地方配付税の法案の御説明の最後のところ、ちよつと聞き漏らしたところがあるのですが、重ねて伺ひますが、その御説明の最後のところに、地方財政の不足分は何かで相殺するといふことを言われたのですが、そのところをちよつとどういふことでしょうか、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(小野賢吉) お答をいたし

ます。私の申上げた政府の提案理由のおしまいの方にこのように申しておるのであります。最後に一言すべきはこの程度の地方配付税の増額を以つては窮乏の極にある地方財政にとつては到底その十分なる需要を賄うに足らないのであります。不足分は歳出の節約によつて相殺することく指導する方針でございます。かようなことを申しております。

○西郷吉之助 その点歳出の節約によつて相殺するといふけれども、さういふふうなことは僕に非常に根本的財政が遂に窮乏に陥つておるところにおいて、何かといふと、歳出を節約すればいいやないかといふことを主として大蔵省が言ひます。併し地方財政の方はさういふことが非常に困難な現状にあるのです。勿論冗費は節約しなければならぬのですが、歳出の節約で相殺できる段階ならいいんだけれども、窮乏の手前までにあるやつが、歳出を節約して相殺できる私は

現状ではないと思ふ、さういふふうな説明の文句といふのは非常に實際の段階を考へると、政府は何か非常に甘い考を持つておられるやうな印象を與へ易いと思ひます。相殺できないです實際は、相殺できれば結構だと思ふんだが相殺できない現状にあるのだから、さういふふうな甘い感じを與へるやうな文句は自治庁は使わない方がいいやないかと、さういふふうな考へます。

○委員(岡本愛助) それに連關してお尋ねして置きますが、九十億の増額と決定せられたその理由、内訳といふか、それから先程の説明に關連つたかと思つたのですが、この書類を頂く

と六百六十七億八千になつておるので

すが、我々が議案を配付を受けたので

は、六百六十六億八千になつておるの

ですが、どちらが正しいかそれを伺つて置きます。

○政府委員(小野賢吉) 只今委員長の御指摘がございまして私の読み違ひでございまして、六百六十六億八千が正しいのでございまして。

それから只今御質問がございました地方配付税の増額分約九十億の内訳に

つての御説明をいたしたいと思ひま

す。地方配付税は私から申すまでもな

く地方団体の財政需要と課税額とを測

定いたしました。財源調整的に地方団

体の一般財源として配付される額で

ございます。従いまして使途を特定する

ものではございませんために、性質上

その費目別の内訳といふものはないわ

けであります。而して今般配付税を増

額いたしました趣旨は、本年度地方財

政計画策定後の地方財政の状況を見ま

して、その窮乏緩和を図るために地方

財源増強の必要を認めて、地方税増額

の形においてこれが措置を講じようと

するにあるのでございまして。ただ当初

五百七十七億円の配付税額決定後、新

たに財源を要する費目といふふうなも

のを掲げて見ますと一応次のようなも

のと相成るのでございまして。

先ず一つは石炭手当、寒冷地手当支

給のための十三億、恩給費の増額に

伴う地方負担額の増加が七億、政府

補正予算における公共事業費追加に伴

うものが五十九億、政府補正予算に

伴うその他の財源需要額が十億、そ

の他合計約九十五億円の新規財政需要

の増加がありまして、これらのうち公

共事業費の關係分については地方債発

行額の増額を図りたいといふ考へで

ございまして、その他はこれら財源未

措置でありますため、配付税の増加額

の全額が地方財政の一般余剰財源とは

ならぬわけでありまして、さうな点に

つきまして極めて概略ではござい

ますが、内訳を一応御説明いたしてお

さします。

○西郷吉之助 今の御説明の分を書

面一つ出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(小野賢吉) 承知しまし

た。

○西郷吉之助 委員長今日は、この

程度で一つ打切つて頂きたいと思ひ

ます。

○委員(岡本愛助) いやもう一

つ、地方行政調査委員會議は臨時機

関でありますから、これをどれくらい

の存続期間を予定しておられるか。そ

れが一つとそれからもう一つは、先程

した十月十八日の委員會議の設置法案

の下案のときにおきましては、内閣だけ

に報告するということになつておりま

す、それを今度の本案におきま

しては、内閣に報告するのみならず、

内閣を通じて国会にも報告するとい

ふ特別の方法を取られておる。国会に

さういふやうなものを報告するとい

ふことは非常な今までの異例だと思

う。さういふことになつた理由をお尋ねして

置きたいと思ひます。

○府政委員(小野賢吉) お答をいた

します。先ず第一点のこの委員會は

どの程度存続するものであるか。この

点につきましては、只今からの確な期

間を申上げることが如何かと存じま

すが、大體一年乃至一年半くらい必要と

するのではなからうか、併しこれは一

府の見込みでござい

ます。

第二点はこの調査委員會が最初御

説明いたしました場合においては、内

閣だけに報告をするということになつ

ておつたのが、今回の法律案におい

ては国会にも報告することになつて

いるがその理由はどうか。さういふ御

質問がございまして、この点につきま

しては一応説明いたしました案を立案

いたしました後に、更にシャヤッ報告

書等を仔細に検討いたしました結果、

その趣旨を十分に尊重いたしました場

合においては、国会にも報告するとい

ふことがむしろ必要である。さうい

ふうなことに相成りましたために、この

地方行政調査委員會が總理府の機關

としてあります關係上、直接國會に

報告するといふことは妥當ではござ

いせんので、従いまして内閣に報告を

いたしますと共に内閣を経由して國會

に報告することができ。さういふ途

を開いたやうな次第でござい

たいのですが、第一は本會議がある

ときには成るべく委員會を止むを得ない

場合を除いては開いて頂かないように

味では、実はレコメンデーションとい

内閣は會議の報告を尊重しなければ

の一部を改正する法律

き調査立案し、その結果を内閣及

六

難だと思ひますが、その点に對して重  
だれども、崩壊の手前までにあるや  
つが、歳出を節約して相殺できる私は  
して、その窮乏緩和を図るために地方  
財源増強の必要を認めて、地方税増額  
に勧告するということになつておりま  
す、それを今度の本案におきま

場合を除いては開いて頂かないように  
一つして頂きたいと思ひます。

もう一つは今論議になつております  
勧告という言葉についてであります  
が、これは私非常にこの意義を明確に  
して置く必要が我が国会においてある  
と思はれるのであります、戦後非常  
にこの勧告という言葉が頻りに使われ  
るのであります、それはどういふ言葉  
から来ているかと調べて見ると、いわ  
ゆるシヤウナ勸告書と言われているこ  
の冊子によりまして、普通勸告と、  
戦後言われておりますが、この言葉は  
レコメンデーションという言葉を誤訳  
してゐるのです、ところがレコメンデ  
ーションといふのは、例えば雇人、番  
頭、或いは女中などを使う人に、こ  
ういふ人間をお薦めするといふところ  
の、薦める意味であつて、私今古い行  
政法の本を外の必要でもよくと調べて  
おるのですが、昔浮田和民博士がグッ  
ドノ博士の行政法の本を誤訳してお  
られて、このレコメンデーションとい  
ふ言葉を誤訳して勸告といふ字を使つ  
ておられる、即ち薦めるといふ言葉な  
んです、ところが勸告といふ日本語の  
言葉から受けますところの印象とい  
ふものには、どうかにかそれが一つの  
実行上の強制力を持つておるやうな、  
何か忠告、アドヴァイスといふやう  
な、言葉と同じやうな意味があるやう  
な印象を日本人が、大体私も受けるの  
であります、外の人も受けるのじや  
ないかと思ひますが、原語のレコメ  
ンデーションという言葉からするなら  
ば、今委員長が言われるやうな国会に  
さういふレコメンデーションせられた  
からと云つて、何か国会の權威を損ず  
るとか、何か拘束力を受けるという意

味では、実はレコメンデーションとい  
ふ言葉からするのならばないのであり  
まして、その点ではこれは政府におい  
ても国会においても、このレコメンデ  
ーションという言葉が勸告と誤訳して  
いるといふことが果して妥當なのや否や  
といふことを、一つ相當に私は再検討  
して見られる必要があると思ひのであ  
りまして、我々はレコメンデーション  
され薦られておるのである、こゝにい  
う案が、こゝに出ておるのであつて、こ  
れを採用しようといふと、実行しよ  
うといふと、これは勝手なものであり  
ますから、さういふ意味にさういふ点  
も解して行くべきである、レコメンデ  
ーションが勸告と訳されてゐるとい  
ふことについて一つこの際我々が十分  
もう一度考え直して行く必要があると  
いふことをこゝに申上げるのです、感  
想であります。

内閣は会議の勧告を尊重しなければ  
ならないといふことをわざ／＼置い  
ております、ところが国会の方にはそ  
れはないですから縛られないといふこ  
とは明らかだと私は思ひます。

○吉川末次郎君 レコメンデーション  
を勸告と訳するのは適当じゃないです  
よ、日本人皆がさういふ変な間違つた  
印象を受けております。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。  
午後六時十一分散会  
出席者は左の通り。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。  
午後六時十一分散会  
出席者は左の通り。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。  
午後六時十一分散会  
出席者は左の通り。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。  
午後六時十一分散会  
出席者は左の通り。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。  
午後六時十一分散会  
出席者は左の通り。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川さんにも  
よつと申上げますが、実は本会議が開  
会せられておるときには成るべく委員  
会を開会しない建前になつておる、そ  
れはよく承知しておつてその通りにし  
たいと思ひます、ところがもうす  
でに四法案付託になつてゐる。会期は  
一応は二十三日までといふことにな  
つております、その外に警察用電話等  
の処理に関する法律案、その連合委員  
会を開かなければならぬといふこと  
になつておるやうな、さういふやうなこ  
とで止むを得ず今日は開いたわけ  
です、御了承願ひたいと思ひます。

3 議長は、会務を総理し、及び会議を代表する。  
(議事の運営)

第七條 會議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 會議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に規定するものを除く外、會議の運営に關し必要な事項は、會議が定める。

(参考人の出席等)  
第八條 會議は、第三條の計圖の調査立案に關し必要があるときは、参考人の出席及び意見を求め、又は關係行政機關若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席を命ぜられた参考人は、内閣總理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

(専門調査員)  
第九條 會議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以上を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、會議の推薦に基いて、内閣總理大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とするこ

とができる。

(事務局)  
第十條 會議の事務を處理させるため、會議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局の内部組織は、議長が定める。

(關係行政機關又は地方公共団体

との連絡)  
第十一條 會議は、關係行政機關又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから會議と当該行政機關又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求めることができる。

2 前項の規定による指名を受けた者は、当該行政機關又は地方公共団体の所掌に關し、資料の提出その他會議と關係行政機關又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十六條」を「第十五條」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條之二 總理府の機關として、臨時に地方行政調査委員會を置く。

2 地方行政調査委員會は、地方自治を充實強化して國政の民主化を推進するため地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び國相互間の事務の配分の調整等に關する計圖につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を經由して國會に勧告するための機關とする。

3 地方行政調査委員會會議の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員會設置法(昭和

年法律第

号)の定

めるところによる。

特別職の職員の給与に關する法律(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 地方行政調査委員會會議の議長及び委員

別表中「衆議院及び參議院の事務總長」を「衆議院及び參議院の地方行政調査委員會事務總長」に、「全國選舉管理委員會事務總長」に、「全國選舉管理委員會委員」を「地方行政調査委員會委員」に改める。

行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改める。

第二條第一項總理府の欄中「本府一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇」を「一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇」に改める。

通商産業省及び運輸省の地方行政機關の整理に伴う臨時措置に關する法律案

通商産業省及び運輸省の地方行政機關の整理に伴う臨時措置に關する法律

通商産業省及び運輸省所管の臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十一号)の施行及びこれに伴う事務で都道府県知事に委任されたものについては、主務大臣は、当該事務に關する都道府県知事の管理又は執行が法令の規定又はこれに基く主

務大臣の命令に違反するものがある

と認めるときは、これを取り消し、又は停止することができ。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

十一月十八日本委員會に左の事件を付託された。

一、戸籍事務費全額國庫補助に關する請願(第三百五十号)

一、市町村独立税の税目拡充に關する請願(第三百五十一号)

一、昭和二十三年法律第七十九号附則中一部改正に關する請願(第三百五十二号)

一、住民税の賦課期日変更および賦課方法簡素化に關する請願(第三百五十七号)

一、地方自治法中同時選舉改正に關する請願(第三百五十八号)

一、地方自治法第五章第二節中一部改正に關する請願(第三百六十号)

一、法定外独立税中行為税として養ほ

う、税廃止に關する請願(第三百六十七号)

一、戸籍事務費全額國庫補助に關する請願(第三百七十五号)

一、町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願(第三百七十九号)

一、法令の制定に際し権限を地方長官に委譲方考慮の請願(第三百八十一号)

一、遺失物法中第十五條改正に關する請願(第三百八十五号)

一、地方配付税繰入率復活に關する請願(第四百三十一号)

一、一、医業者に対する特別所得税撤廃の請願(第四百五十一号)

一、需給調整規則により交付する登録票交付手数料免除等の請願(第四百六十三号)

一、職上電燈所の京都市復元に關する請願(第四百九十五号)

一、地方配付税繰入率復活に關する請願(第五百三十三号)

一、町村吏員恩給費の負担等に關する法律制定の請願(第五百四号)

一、地方税制改正に關する陳情(第二十五号)

一、電気、ガス料金の引上げ是正に關する陳情(第二十六号)

一、復興都市計画事業の地元負担金起債認可に關する陳情(第三十一号)

一、自治体消防機構強化および経費國庫補助に關する陳情(第三十五号)

一、地方税制改革に關する陳情(第四十三号)

一、地方自治法第九十六條改正に關する陳情(第五十二号)

一、町村吏員恩給費の負担等に關する法律制定の陳情(第六十七号)

第三百五十号  
昭和二十四年十一月二日受理  
戸籍事務費全額國庫補助に關する請願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君  
民法および戸籍法の改正により、戸籍事務取扱の内容は急激に変化し、その事務量も増大している。これが事務の完へきをきたすためには戸籍吏員の増員を必要とするが、現下窮乏せる市の財政ではその負担に極めて

紹介議員 川村松助君  
現在の法令は、戸籍事務の完へきをきたすために、戸籍吏員の増員を必要とするが、現下窮乏せる市の財政ではその負担に極めて

困難な状態であり、かつ地方財政第十二條により当然國家が負担処置を

(関係行政機関又は地方公共団体  
年法律第 号)の定  
執行が法令の規定又はこれに基く主  
地方自治法第五節第二節中一部改正  
に關する請願  
戸籍事務費全額国庫補助に關する請  
願(第四百三十一号)  
員の増員を必要とするが、現下窮乏  
せる市の財政ではその負担に極めて

困難な状態であり、かつ地方財政第  
十二條により当然國家が負担処置を  
講ずべきものと考へられるから、戸  
籍事務費を全額國庫負担とされた  
ことの請願。

第三百五十一号

昭和二十四年十一月二日受理  
市町村独立税の税目拡充に關する請  
願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

現行地方税法第三條によれば、市  
町村税として課し得る税目は九種に  
限られてゐるため、その幅は極めて  
狭く、従つて財源調達のより種々  
の税目を考へても、いずれも法定外  
独立税として課さなければならぬ  
ので、その賦課に相当償還を要する  
こととなるから、課税上適當とする  
税種のすべてはこれを法定税目とし  
て列挙し、これが選振は市町村の任  
意として課税の弾力性を維持するよ  
う法規を改正せられたいとの請願。

第三百五十二号

昭和二十四年十一月二日受理  
昭和二十三年法律第七十九号附則  
中一部改正に關する請願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

従来各市において行われた簡便課税  
の実情にかんがみ、地方民主化に逆  
行するよう結果の招来とこれに伴  
う幾多悲劇の發生とを防止するため、  
昭和二十三年七月二十日法律第  
百七十九号附則第二條中第二項の  
「三分の一」を「二分の一」に第五項の

有効投票の過半数を三分の二以  
上とし、また投票總数が有権者数の  
「四分の三以上なければ無効とする  
と改正せられたい。本改正法律施行  
前において従前の第二條第五項によ  
り簡便投票を行ったものについて  
は、改正後の法定数なきものは無効  
とするか、再投票の途を講ぜられたい  
との請願。

第三百五十七号

昭和二十四年十一月二日受理  
住民税の賦課期日変更および賦課方  
法簡素化に關する請願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

住民税の賦課期日である八月一日  
は、徴收期が事業税その他と重複し  
て徴税上非常に困難であるから、こ  
れを六月一日に変更してこの支障を  
除去せられたい。また現在の実情で  
は住民税の調査に多数の吏員が数箇  
月も連続してこれに従事することを  
要し、しかも課税内容に無理がある  
から、賦課方法を簡素化にせられたい  
との請願。

第三百五十八号

昭和二十四年十一月二日受理  
地方自治法中同時選挙改正に關する  
請願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

同時選挙は、昭和二十三年秋静岡  
清水、富士宮両市において行われた  
県および市教育委員同時選挙の実例  
からみて、無効投票が多数に上り、  
開票事務も繁雜になり、理想的な方

法とはいへないから、簡略で合理  
的に諸手続が行われるように、地方  
自治法中の関係部分を改正せられたい  
との請願。

第三百六十号

昭和二十四年十一月二日受理  
地方自治法第五章第二節中一部改正  
に關する請願

請願者 三重県宇治山田市議會  
議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

地方自治法第五章第二節のうち解散  
および解任の請求は有権者總数の三  
分の一以上の連署を要することに規  
定してあるがこれを二分の一以上と  
改正せられたいとの請願。

第三百六十七号

昭和二十四年十一月二日受理  
法定外独立税中行為税としての養ほ  
う税廃止に關する請願

請願者 東京都豊島区西巢鴨町  
四ノ八六 社団法人  
日本養ほう協会 加  
村正直

紹介議員 河井彌八君

わが国では東洋的の海洋氣象の影響に  
より、北海道の花は九州の花より約  
十五週間遅れて咲くので、養ほう税は  
家はこの花を追つてふつとと共に  
移動して事業を経営している。しか  
るに最近花の期間だけ入地するふつ  
ばらに對して、各町村では法定外独  
立税の行為税として、養ほう税を一  
律当り三百円前後も課税するのであ  
る。花期はまちまちではあるが、つ  
生産しても町村の農作物増收には役  
立つてゐるが、害は全く與へない。  
みづちを輸送中鉄道、水害等の事

故で一時尚下してはを乗せても  
課税されるので、養ほう税は目録の  
寸前であるから、空間農業のた  
めすみやかに法定外独立税中行為税  
としての養ほう税を廃止されたいと  
の請願。

第三百七十五号

昭和二十四年十一月二日受理  
戸籍事務費全額國庫補助に關する請  
願(二通)

請願者 岩手県盛岡市議會議長  
北太郎外一名

紹介議員 川村松助君

この請願の趣旨は、第三百五十号と  
同じである。

第三百七十九号

昭和二十四年十一月四日受理  
町村吏員恩給組合に對する國庫補助  
増額の請願

請願者 愛知県八名郡七郷村長  
中山唯祐外七名

紹介議員 山田佐一君

官公吏、教職員等に對する恩給額  
は、昭和二十三年七月から増額支給  
されてゐるが地方自治振興の一方策  
として、地方行政の最前線で、最も  
困難な條件の下に日夜事務に専念従  
事してゐる町村吏員に對しても同様  
の処置を講ぜられるよう町村吏員恩  
給組合に對して國庫補助をせられた  
ことの請願。

第三百八十一号

昭和二十四年十一月四日受理  
法令の制定に際し権限を地方長官に  
委譲方考慮の請願

請願者 岩手県盛岡市議會議長  
北太郎

紹介議員 川村松助君  
現在の法令は、ほとんど五大都市を  
中心に制定されてゐるため、地方中  
小都市の実情にそわない点が多いか  
ら、今後法令の制定に當つては、地  
方の実情にそつと一部の特権を地  
方長官に委譲を考慮せられたいとの  
請願。

第三百八十五号

昭和二十四年十一月四日受理  
遺失物法第十五條改正に關する請  
願

請願者 岩手県盛岡市議會議長  
北太郎

紹介議員 川村松助君

昨年七月より自治体警察費は、市町  
村の負担となつたため、市町村財政  
は極度にひつ迫をきたし、その運営  
に支障をきたしてゐるから、この費  
用ねん出の一助として遺失物件の換  
貨を當てるのが適當と思はれるから  
遺失物法第十五條を改正せられたい  
との請願。

第四百三十一号

昭和二十四年十一月七日受理  
地方配付税繰入率復活に關する請願

請願者 岩手県盛岡市議會議長  
北太郎

紹介議員 川村松助君

政府は、地方配付税法所定の繰上率  
を減額する由であるが、これは危局  
に直面してゐる地方財政を破たん  
に導くものであるから、地方財政の安  
定を図るために、従来通りの三十  
三・一四パーセントの率によつて、  
地方配付税を配付せられたいとの請  
願

第三部 地方行政委員会會議録第四号 昭和二十四年十一月十九日【参議院】

第四百五十一号

昭和二十四年十一月八日受理

医療者に対する特別所得税撤廃の請願

請願者 宮崎市旭日通宮崎市医師会長 平島今朝義外三名

紹介議員 椎井康雄君

現在医師、獣医師、助産婦等の事業に対しては所得税のほかさらに、附加価値税が課税されているため負担がいちじるしく過大となり、生活の脅威となつて本業の維持に困難をきたしている。かくては国民保健の向上、畜産の振興増産への協力に重大なる悪影響をおよぼす虞れがあるから、すみやかに医療に対する価値税特別所得税およびこれに類する課税は全廃せられたいとの請願。

第四百六十三号

昭和二十四年十一月九日受理

需給調整規則により交付する登録票交付手数料免除等の請願

請願者 長崎市飯治屋町甲三六長崎県五市水産物食料品商業協同組合会長 小野原栄一

紹介議員 藤野繁雄君

昭和二十三年總理府令第五十号の一部改正に準拠して、長崎県では規則第三十九号をもつてみそ、しょう油、アミノサン、砂糖等需給調整規則により交付する登録票交付手数料徴収規則の公布をみたが、本規則は地方公共団体が中央の指令に追従して地方中小企業体の実情を無視してなされたもので、當日頃から所得税の過重にあえいでいる末端小売業登

昭和二十四年十一月三十日受理

録店にとつて、はなはだしい負担となるから、總理府令等十五号を全国的に改正するか、もしくは負担区分の調整を計られたいとの請願。

第四百九十五号

昭和二十四年十一月十日受理

職上発電所の京都市復元に關する請願

請願者 京都市長 神戸正雄外一名

紹介議員 大野木次郎君 平岡市三君

京都市の職上発電所は明治二十三年市営により建設され、その後増設拡張を続け専ら京都市の電気軌道事業専用の電源として使用されてきたのである。しかるに昭和十七年配電統制令により関西配電株式会社に統合されて以来、七箇年を経過しているが、現在もなお電気軌道用以外には使用されていないのであるから、終戦により統合の目的が消滅している今日、すみやかに本市に復元せられたいとの請願。

第五百三十三号

昭和二十四年十一月十日受理

地方配付税繰入率復活に關する請願

請願者 長野県諏訪郡川岸村九、二八五 矢崎泰外六百八十五名

紹介議員 米倉龍也君

この請願の趣旨は、第四百三十一号と同じである。

第五百四十四号

昭和二十四年十一月十日受理

町村吏員恩給費の負担等に關する法律制定の請願

昭和二十四年十二月一日受理

請願者 長野県諏訪郡湖南村一、一二三 藤森実郎外八百八十二名

紹介議員 米倉龍也君

この請願の趣旨は、第三百七十九号と同じである。

第二十五号

昭和二十四年十一月二日受理

地方税制改正に關する陳情

陳情者 愛知県一宮市議會議長 中西竹太

シャッパ勸告案によれば、入場税、事業税、遊興飲食税等の附加税が廃止され、地租、家屋税および住民税等が課される由であるが、入場税および事業税、附加税は都市の重要な財源で、これを廃止することは、都市の財政に重大な脅威を與え、殊に入場税附加税は、自治体警察費の維持に重要な財源であるから、これらを市町村の独立税として委譲せられたいとの陳情。

第二十六号

昭和二十四年十一月二日受理

電気、ガス料金の引上げ是正に關する陳情

陳情者 愛知県一宮市議會議長 中西竹太

今般の地方税法改正により、電気およびガス会社に対して、収入金額の百分の一を課税し、会社側ではこれを消費者に負担させるため料金引上げを決定したが、このような不当をすみやかに是正するため、地方税法を改正せられたいとの陳情。

第三十一号

昭和二十四年十一月二日受理

復興都市計画事業の地元負担金起償認可に關する陳情

陳情者 愛知県一宮市議會議長 中西竹太

復興都市計画事業の地元負担金の起償が、本年度から取止めとなつたことは、事業の遂行に重大な支障を與えるから、従来通り起償を認められたいとの陳情。

第三十五号

昭和二十四年十一月二日受理

自治体消防機構強化および経費国庫補助に關する陳情

陳情者 愛知県一宮市議會議長 中西竹太

消防力の不足によつて、再建途上の国家が失う損害は莫大に、消防機構の強化は期待されなから、消防組織法第二十五條の補助金について、これを明文化するとともに、自治体消防機構を強化拡充するために国庫補助金を交付せられたいとの陳情。

第四十三号

昭和二十四年十一月七日受理

地方税制改正に關する陳情

陳情者 京都府議會議長 岩本 義雄

シャッパ税制便簡の日本税制報告書に表明されている市町村自治体の税体系は、安定性、弾力性があり、かつ徴税の確保に実性があるので、昭和二十五年の財政計画も容易にたてられるが、これに反し流通税

参議院事務局

印刷者 印刷所